

山梨県公報

第二百六十五号

令和四年

三月三日

木曜日

目次

告示	五七
○道路の区域変更……………	五七
○道路の供用開始……………	五七
公告	五七
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	五七
人事委員会	五八
○令和四年度山梨県警察官採用試験の実施について……………	五八
公安委員会	六七
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	六七

告示

山梨県告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年三月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士河口湖笛吹線
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市御坂町上黒駒字八町山六八六七番二地先から	九・五	一八二・五

笛吹市御坂町上黒駒字八町山六八六七番二地先まで

新

一〇・九
二六・二

一八二・五

山梨県告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年三月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎南アル プス中央線	南アルプス市桃園字西条七五七 一地先から 南アルプス市桃園字東畑九三一 番地先まで	三〇二・二	令和四年三 月四日

公告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年三月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字大久根三千四百九十六番二から三千四百九十六番二十四までの区域
- 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路 公園 ゴミステーション	次の図のとおり
----------------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町小立千七百七十番地一 株式会社コバヤシ工業 代表取締役 小林佳一朗

人事委員会

● 令和四年度山梨県警察官採用試験の実施について

令和四年度山梨県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和四年三月三日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種		区分		採用予定人員	職務内容	
春季試験	警察官A (第1回)	男性		30名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 なお、警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。	
		女性		6名程度		
秋季試験	警察官A (第2回)	男性		7名程度		
		男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度		
		女性		1名程度		
		女性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度		
	警察官B		男性			18名程度
			女性			6名程度

※採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別及び学歴

試験職種	区分		年齢及び性別	学歴
警察官A (第1回) (第2回)	男性		平成元年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和5年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	平成元年4月2日以後に生まれた男性	
	女性		平成元年4月2日以後に生まれた女性	
	女性/ 武道指導	柔道又は 剣道	平成元年4月2日以後に生まれた女性	
警察官B	男性		平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	警察官Aの学歴要件に該当しない者
	女性		平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性	

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

イ 警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)を受験する者については、上記アの受験資格のほか、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、公益財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 令和4年3月15日(火)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所 ・送付先	受付期間		受付時間等
		春季試験	秋季試験	
持参	山梨県内各警察署	令和4年3月15日(火)から 令和4年4月13日(水)まで (土曜日、日曜日及び祝日を含む。)	令和4年7月25日(月)から 令和4年8月19日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を含む。)	午前8時30分から 午後5時15分まで
		令和4年3月15日(火)から 令和4年4月13日(水)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	令和4年7月25日(月)から 令和4年8月19日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	令和4年3月15日(火)から 令和4年4月13日(水)まで	令和4年7月25日(月)から 令和4年8月19日(金)まで	最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		令和4年3月15日(火)から 令和4年4月6日(水)まで	令和4年7月25日(月)から 令和4年8月15日(月)まで	最終日の午後5時15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
春季試験	令和4年5月8日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
	令和4年5月21日(土) (集団面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和4年5月22日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和4年6月13日(月)又は6月14日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和4年7月4日(月)又は7月5日(火)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
区分	試験日	試験会場
秋季試験	令和4年9月18日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:教養試験・論(作)文試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :教養試験・実技試験・身体検査(1回目)) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
	令和4年10月8日(土)(集団面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和4年10月9日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:適性検査・身体検査(1回目)・体力試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :適性検査・論文試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和4年10月31日(月)又は11月1日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和4年11月19日(土)又は11月20日(日)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)
	資格加点	10点 武道 英語 情報 処理	別掲1に掲げる警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、1つの区分につき5点、最大2つの区分(10点)まで加点する。 ※男性/武道指導及び女性/武道指導は除く。
	警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)のみ実施		
	実技試験	20点	武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。
第2次試験	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。 警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は除く。
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○スポーツ庁が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テストII実施要領に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立て伏せ
第3次試験	第1次試験日に実施 〔警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日に実施〕		
	論文試験(警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】90分
	作文試験(警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】60分
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕		
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。	
身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。	

(1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）においては、第2次試験日）に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

また、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

(2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験の人物試験（個別面接）の参考とするため、第2次試験合格者のみ判定する。

(3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順（ただし、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順）、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準	
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）以外） ・得点が配点の2割以下の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導））	
第2次試験	体力試験（腕立て伏せを除く。）	①得点が配点の5割未満の場合	
		②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合	
試験種目		基準	
		男性	女性
握力		37kg以上	21kg以上
上体起こし（30秒間）		12回以上	5回以上
長座体前屈		27cm以上	31cm以上
反復横とび（20秒間）		31回以上	27回以上
20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上	
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上	
第2次試験	体力試験（腕立て伏せ）	次の基準を満たさない場合	
		試験種目	基準
		男性	女性
腕立て伏せ	10回以上	4回以上	

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

(4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。

ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者

イ 第2次試験・人物試験（集団面接）の得点の上位者

ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

区分	春季試験	秋季試験
第1次試験合格者発表	令和4年5月13日(金)	令和4年9月30日(金)
第2次試験合格者発表	令和4年6月3日(金)	令和4年10月21日(金)
最終合格者発表	令和4年7月15日(金)	令和4年12月2日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約223,300円、短期大学卒の場合約206,000円、高等学校卒の場合約190,100円(いずれも令和3年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 勤務開始日については、原則として令和5年4月1日とする。

(2) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(3) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(4) 詳細は、「令和4年度山梨県警察官採用試験案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

試験職種・区分	区分	加点対象資格等
警察官 A (男性) 警察官 A (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (公益財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC (公開テストに限る) 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
	情報処理	①経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者 ②情報処理安全確保支援士となる資格を有している者 ※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る。 ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及び情報処理安全確保支援士試験
警察官 B (男性) 警察官 B (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (公益財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC (公開テストに限る) 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上
	情報処理	①経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者 ②情報処理安全確保支援士となる資格を有している者 ※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る。 ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及び情報処理安全確保支援士試験

(2) 加点の方法

武道、英語及び情報処理のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の当該資格等について、それを証明する書類 (原本及び写し) により確認のうえ、第1次試験得点に、1つの区分につき5点、最大2つの区分まで加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時まで取得済みのものに限りに、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加点对象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	公益財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証
情報処理	経済産業省認定の情報処理技術者試験等	合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

	検査項目	合格基準
身体検査 (1回目)	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。
身体検査 (2回目)	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色神(色覚)	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和四年三月三日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 一 也

別表第三の一四〇の項を次のように改める。

一四〇	削除	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号
-----	----	------	--------------------

別表第三の七三四の項の次に次のように加える。

七三五	市道	山梨市下栗原五三四番地先から山梨市中村五八七番地先（鴨居寺橋南詰）までの間	車両（自転車、農業用車、河川用車）を除去する	終日	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号
七三六	市道	山梨市大野一、五四二番地先から山梨市大野一、九一〇番地先までの間	車両（自転車、農業用車、河川用車）を除去する	終日	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号
七三七	市道	甲州市勝沼町綿塚六橋南詰）から山梨市中村七二番地先までの間	車両（自転車、農業用車、河川用車）を除去する	終日	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号

七三八	市道	山梨市鴨居寺二二七番地四先から甲州市勝沼町山一、〇五二番地先（山梨県土木防災備蓄倉庫）までの間	車両（自転車、農業用車、河川用車）を除去する	終日	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号
七三九	市道	甲州市勝沼町綿塚五八七番地先から山梨市中村七六六番地先までの間	車両（自転車、農業用車、河川用車）を除去する	終日	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号
七四〇	市道	山梨市下栗原五三四番地先から山梨市中村五八七番地先までの間	車両（自転車、農業用車、河川用車）を除去する	終日	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号

別表第四の六二三の項の次に次のように加える。

六二四	主要地方道甲府南線	南アルプス市十五所六四五番地先から南アルプス市十五所六四七番地先までの間（二五メートル）	車両	南から北へ進行	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号
-----	-----------	--	----	---------	------	--------------------

別表第十の一、〇六六の項を次のように改める。

一、〇六六	県道万力小屋敷線	山梨市小原東一、〇六二番地先	部 日下	部 日下	令和四年三月三日 告示第一九号
-------	----------	----------------	------	------	--------------------

別表第十の三、五五六の項を次のように改める。

三、五五六	主要地 方道甲	先 甲府市大津町一、〇八八番地三	四	府南 甲	令和四年三月三日 告示第一九号
線	右府 左中央 口				

別表第十の五、六四六の項の次に次のように加える。

五、六四七	市道	先 甲府市飯田五丁目一八番二四号	一	甲府	令和四年三月三日 告示第一九号
五、六四八	主要地 方道甲	先 南アルプス市十五所六四七番地	一	南 アルプス	令和四年三月三日 告示第一九号
線	府南 アルプス				

別表第十四の一、二八七の項を次のように改める。

一、二 八七	市道	甲府市大里町三、 七八五番地二先 市道同士の十字路 交差点から甲府 市大津町一、五 六番地一〇先 津西橋西詰まで の両側	二、〇〇〇 一、〇〇〇 除く②③を引	四〇	府南 甲	令和四年三月三日 告示第一九号

別表第十四の一、七七一の項の次に次のように加える。

一、七 七二	市道	甲府市緑が丘一丁 目一四番三先 市道同士の十字路 交差点から甲府 市緑が丘一丁目 〇番一三先 市道同士の十字路 交差点までの両側	三二五 一、四六〇	三〇	甲府	令和四年三月三日 告示第一九号
一、七 七三	県道 萩原三 下	甲府市塩山三日市 場三、三六番地 一先(三日市場交 差点)から甲府市 塩山藤木一、七 六番地三先(市道 交差点)までの両 側		三〇	日下 部	令和四年三月三日 告示第一九号

別表第十六の三、七六六の項を次のように改める。

三、七六六	削除	笛吹	令和四年三月三日 告示第一九号
-------	----	----	--------------------

別表第十六の三、七六九の項を次のように改める。

三、七六九	削除	笛吹	令和四年三月三日 告示第一九号
-------	----	----	--------------------

別表第十六の三、七七〇の項を次のように改める。

三、七七〇	削除	笛吹	令和四年三月三日 告示第一九号
-------	----	----	--------------------

別表第十六の三、七七三の項を次のように改める。

三、七七三	削除	笛吹	令和四年三月三日 告示第一九号
-------	----	----	--------------------

別表第十六の一、〇九六の項の次に次のように加える。

一、〇九七	主要地 方道甲	南アルプス市十五所六四七番地 先(久円寺交差点西側左折導流 部出口・北進車両)	南アル プス	令和四年三月三日 告示第一九号
一、〇九八	市道	笛吹市御坂町夏目原一、〇六〇 番地先(美和神社入口交差点・ 北西進車両)	笛吹	令和四年三月三日 告示第一九号
一、〇九九	市道	甲府市塩山下萩原二、一〇六番 地先(市道同士の十字路交差点 ・東進車両)	日下部	令和四年三月三日 告示第一九号
一、一〇〇	市道	甲府市塩山下萩原二、一七〇番 地先(市道同士の十字路交差 点・西進車両)	日下部	令和四年三月三日 告示第一九号

別表第十七の一、一六五の項を次のように改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番